

要望事項	1 各局共通
	(1) 地方創生の推進

(要 旨)

地方創生の推進に向けた人口減少の克服と地域の活性化の取り組みに対する国や都からの財政支援を図りたい。

(説 明)

平成26年12月、国は人口減少の克服と地方創生に向けて「長期ビジョン」と平成27年度～31年度の5か年を期間とした政策目標・施策を掲げた「総合戦略」を策定した。

これを受けて、町村では、平成27年度中に「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を地域の実情にあわせて策定し、その実現に向けて取り組んでいるところである。

町村は町村の価値や魅力を高め、子どもを産み育てる環境を整え、安心して住み続けることができるまちづくりなど一層積極的に展開していく。

この実現のためには、国や都は、様々な取り組みの障害となる規制の撤廃等、地方分権のさらなる推進を強力に進めることが必要である。

また、事業の展開にあたって財源の確保が重要となるが、地方交付税等の一般財源総額を確保することにより町村の財政基盤を強化するとともに、地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとし、その規模を拡充するよう強く国に働きかけられたい。

要望事項	1 各局共通
	(2) 西多摩地域及び島しょ地域の個性と魅力ある地域づくりに向けた施策の推進

(要 旨)

西多摩地域及び島しょ地域の振興策を都として積極的に推進されたい。

- ① 西多摩地域の豊かな自然を活かした魅力と活力のある地域づくりの推進、生活基盤の整備及び多摩重点事業の着実な推進
- ② 島しょ地域の豊かな海洋資源を活かした産業・観光振興と離島交通ネットワークの強化
- ③ 過疎地域自立促進特別措置法等適用地域に対する助成施策の充実
- ④ 小笠原諸島振興開発特別措置法の期限の延長

(説 明)

都はこれまでの計画を踏まえて、「多摩の振興プラン」を平成29年9月に策定したが、この着実な推進により西多摩地域の目指すべき姿の実現を図ることが必要である。

一方、島しょ地域については、東京都離島振興計画や小笠原諸島振興開発計画を踏まえ、各種振興策を着実に進める必要がある。

また、小笠原諸島については、振興の根幹となる「小笠原諸島振興開発特別措置法」が平成30年度末で失効しようとしている。産業振興と生活環境の整備を進め、世界自然遺産たる豊かな自然環境を維持し、国境離島としての国家的役割を果たすためには現行特別措置の継続に向け同特別措置法を改正し、その期限の延長を強く国に働きかけるよう要望する。

要 望 事 項	1 各局共通
	(3) 西多摩地域広域行政圏計画事業の推進と財政援助の充実

(要 旨)

西多摩地域の振興と均衡のとれた発展を図るうえから、都の支援体制の強化と財政援助の充実を図りたい。

(説 明)

西多摩地域は、東京都の中でも交通、道路等の都市基盤整備が立ち遅れており、多くの行政課題が山積している。このため、都との密接な連携のもとに、それぞれが機能分担を図ることにより、地域に共通する課題に対応し、均衡のとれた発展と振興を図ることが重要である。

平成28年3月に策定した新しい西多摩地域広域行政圏計画は、平成28年度から平成32年度の5カ年にわたる計画であり、厳しい財政状況の中、人口減少や少子高齢化の進行に伴う多様で高度な住民ニーズに対応し、圏域の活力や行政経営の自立性・持続性を確保していくことにより、構成市町村間の連携・協調をより一層効果的に推進するための指針である。

この新たな計画は最終的な目標を、「西多摩地域全体の魅力と自立性が高まり、持続可能な社会を目指す」としており、将来に向けた戦略的な社会基盤整備や人づくりも含めた西多摩地域における「多摩の拠点」整備については、都の積極的な支援が必要である。

については、広域行政圏でしか成しえないような先駆的な取り組みには言うに及ばず、今後計画される事業に対して、関係自治体の状況を踏まえ、財政援助を図るなど特段の支援が必要である。

要 望 事 項	1 各局共通
	(4) 島しょ地域の振興策の推進と財政援助の充実

(要 旨)

島しょ地域の振興と発展を図るうえから、都の支援体制の強化と財政援助の充実を図られたい。

- ① 島しょ地域における地域力創造推進対策の推進
- ② 島しょ地域における都単独事業予算の拡大
- ③ 島しょ振興公社に対する貸付金の継続
- ④ ヘリコプター定期運航事業に対する財政支援

(説 明)

島しょ町村は、地域の安定的な経済基盤を確立し、地域全体としてのレベルアップを図るため、連携して振興施策に取り組んでいるところであるが、農林水産分野をはじめ、観光、交通体系等広範にわたり大きな課題が残されている。

このため、島しょ地域の経済基盤を強化し、経済の活性化を図るため、伊豆諸島・小笠原諸島地域力創造推進計画に基づき、積極的な事業展開を図っていく必要があるが、島しょ町村は、財源の確保が厳しいことから都の財政支援が必要である。

また、島しょ間の交通については、都と島しょ町村で公益財団法人東京都島しょ振興公社を設立し、都の特段の支援を得て、ヘリコプターを運航しているところである。

安定運航等への島しょ住民の要求は極めて強いことから、安定運航等を確保するため、一層の財政支援の強化が不可欠である。

要 望 事 項	1 各局共通
	(5) 地方分権に伴う適切な財源措置

(要 旨)

町村の実情を踏まえた地方分権の推進について国に働きかけるとともに、都としても適切な財政支援のもとにその推進を図られたい。

- ① 権限移譲に見合う適切かつ十分な財源措置について国へ要請していくとともに、都として分権交付金（仮称）の創設などの財政措置
- ② 町村における行財政運営を確保するために必要な都としての適切な技術・財政支援
- ③ 事務処理特例条例に係る適正な財源措置及び申請交付手続の簡素化

(説 明)

① 平成22年6月の地域主権戦略大綱に続き、平成24年11月30日に地域主権推進大綱が閣議決定され、国は基礎的自治体への権限移譲を円滑に進めるため、引続き市町村に対して、地方交付税や国庫補助負担金などに関し所要の財源措置を行うこととされた。法律の改正により措置すべき事項については、平成30年6月に第8次一括法が公布され、これまで7次にわたる分権一括法で法令整備が行われてきたが、事務移譲に関して、その財源措置は未だ明らかになっていない。

このため、真の地方分権を実現するため、市町村への適切かつ十分な税源移譲と地方交付税の法定率の引き上げが必要である。また、税源移譲を含む税源配分の見直しを行い、地方税の充実について、国に対して強く要望すべきである。

- ② 地方分権による事務移譲が小規模な町村にとって過重な負担となり、結果として住民サービスの低下に繋がる恐れもあることから、都としての適切な財政支援が必要である。
- ③ 事務処理特例条例に係る財源措置は、現在、事務処理特例交付金により措置されているところであるが、町村にとっては、地方交付税の減額措置等による厳しい財政事情の下での事務移譲等については、単価・基準・範囲等を明確に示したうえで町村と十分な協議を行い、それを踏まえた適正な財源措置を行うとともに更なる財政支援が不可欠である。また、兼務職員の多い町村の事務処理体制にも配慮し、申請交付手続の簡素化を図ることが必要である。